

## 議第25号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例の制定  
について

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年2月19日提出

京 都 市 長    門    川    大    作

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例

京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「促進する活動」の右に「(以下「交流活動」という。)」を加える。

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 交流活動を行うもので、市長が適当と認めるもの

使            用            料
7,000 <sup>円</sup>
10,400
4,800
7,100
2,900
4,400
1,100
1,600

別表備考以外の部分中		
		7,500
		10,000
		13,100
		4,400
		5,800
		7,700
		8,700
		11,600
		15,300
		2,300
		3,100
		4,100
		2,480,000
		1,800
		2,700
		2,170,000
		1,600
		2,400
		1,860,000
	1,400	
	2,100	
	300	
		を

使 用 料	
大学等が交流活動 に使用する場合	そ の 他 の 場 合
円 3,500	円 9,800
5,200	14,500
2,400	6,700
3,550	9,900
1,450	4,000
2,200	6,100
550	1,500
800	2,200
3,750	10,500
5,000	14,000
6,550	18,300
2,200	6,100
2,900	8,100
3,850	10,700
4,350	12,100
5,800	16,200
7,650	21,400
1,150	3,200
1,550	4,300
2,050	5,700
2,480,000	

に改め、同表備考中4を5とし、3

900	2,500
1,350	3,700
2,170,000	
800	2,200
1,200	3,300
1,860,000	
700	1,900
1,050	2,900
300	

を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 「大学等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 財団法人大学コンソーシアム京都

(2) (1)に掲げる者の会員である大学又は本市の区域内に主たる事務所を有する大学で、別に定めるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。